

佐渡市地域コミュニティ交付金交付要綱の一部を改正する告示をここに定める。

令和 5 年 1 月 23 日

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市告示第15号

佐渡市地域コミュニティ交付金交付要綱の一部を改正する告示

佐渡市地域コミュニティ交付金交付要綱(令和 4 年佐渡市告示第101号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 4 年12月22日に災害救助法に認定された大雪災害に関する特例措置)

3 令和 4 年12月22日に災害救助法に認定された大雪災害に対し、集落等で取り組む災害復旧を目的とした助け合い事業(以下「事業」という。)に係る交付基準、交付の申請及び実績報告等については、本則の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 交付金の額は、集落等の世帯数にかかわらず20万円を上限額とし、交付率は、交付対象経費の10分の10以内とする。

(2) 交付の申請は、事業開始の前日までとする。

(3) 令和 4 年12月22日からこの告示の施行日までに事業を実施した集落等においても交付の申請をすることができる。この場合において、申請者は、別に定める様式に事業を実施したことがわかる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。